

第22条 知事等は、異議申出が異議申出期間の経過後になされたものであるときは、当該異議申出を却下する。

2 知事等は、異議申出に理由がないときは、当該異議申出を棄却する。

3 知事等は、異議申出に理由があると認めるときは、これを委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等について第17条に定める手続を経て、審査結果を変更することができる。

4 知事等は、前項の規定による変更後の審査結果（以下「再審査結果」という。）を応募者等に通知するものとする。

5 応募者等は、再審査結果に関し、異議を申し出ることができない。

6 知事等は、第3項の規定による変更をしたときは、速やかに、これをインターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(雑則)

第23条 この章に定めるもののほか、異議申出の手続に関し必要な

事項は、規則で定める。

## 第5章 管理の特例等

### (指定の取消し等をしようとする場合の手続)

第24条 知事等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消そうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の定めるところにより、当該指定の取消しの対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第1号に規定する聴聞の手続を執るものとする。

2 知事等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第3章の定めるところにより、当該命令の対象となる指定管理者について、同法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

### (指定管理者の指定の取消しの場合の措置)

第25条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定の取消しに係る公の施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとするときは、知事等は、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で、その旨及び自ら管理を行う期間並びに当該期間経過後に新たな指定管理者が行う管理の期間を定めるものとする。

3 第1項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行う場合（以下「直営管理する場合」という。）における個別条例に定める指定管理者が行うべき業務は、知事等が行うものとし、その具体的な内容は、知事等が規則等で定める。

4 直営管理する場合で、個別条例において指定管理者が知事等の承認を得て、当該公の施設の開所時間、休所日、利用料金の額その他の事項（以下「承認事項」という。）を定めることとされるときの当該承認事項は、個別条例の定めるところにより知事等の承認が得られているときにあっては当該承認の内容のとおりとし、個別条例の定めるところにより知事等の承認を得られていない

いときには、知事等が規則等で定める。

- 5 指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる新たな指定管理者の指定の手続であって、この条例に規定する手続の例外となる事項は、知事等が規則等で定める。
- 6 第2項から前項までの規定により知事等が定める規則等の内容は、指定の取消しに係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小限度のものでなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の取消しに伴い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規則等で定める。
- 8 知事等は、第2項から第5項まで及び前項の規定により定めた規則等の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の鳥取県議会（以下「県議会」という。）に報告しなければならない。

（指定管理者の管理の業務の停止を命じた場合の措置）

- 第26条 知事等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、停

止を命じた業務の範囲内において当該命令に係る公の施設の管理  
を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により公の施設の管理を知事等が自ら行おうとする  
ときは、知事等は、規則等で、その旨及び自ら管理を行う期間を  
定めるものとする。
- 3 直営管理する場合における個別条例に定める指定管理者が行う  
べき業務は、停止を命じた業務の範囲内において、知事等が行う  
ものとし、その具体的な内容は、知事等が規則等で定める。
- 4 前2項の規定により知事等が定める規則等の内容は、業務停止  
の命令に係る公の施設の管理を知事等が自ら行うために必要最小  
限度のものでなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理者の業務の停止命令に伴  
い知事等が行うこととなる措置に関し必要な事項は、知事等が規  
則等で定める。
- 6 知事等は、第2項、第3項及び前項の規定により定めた規則等  
の内容を、当該規則等を定めた日以降の最初の県議会に報告しな  
ければならない。

第6章 雜則

(委任)

第27条 略

(委任)

第13条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改	正	後	改	正	前